

勝浦町観光案内看板リニューアル事業  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

勝浦町観光案内看板のリニューアルを行うに当たり、インバウンドに対応し国内外からの訪問者に対して町内各所のPR及び観光振興を図るため、観光案内看板設置について豊富な実績と幅広い専門知識を有する事業者を契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）として選定するために公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 勝浦町観光案内看板リニューアル事業
- (2) 業務内容 別紙「勝浦町観光案内看板リニューアル事業公募型プロポーザル仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年12月26日までとする。
- (4) 事業費 本業務に関する費用は、4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 実施スケジュール

日程	項目
公募開始及び資料等の公開期間	令和7年7月8日～7月18日
質問の受付期間	令和7年7月14日 午後5時まで
質問に対する回答	令和7年7月16日
参加申込の受付期間	令和7年7月18日 午後5時まで
参加申込書類 書類審査	令和7年7月22日 参加資格審査結果通知
企画提案書提出期限	令和7年8月1日 午後5時まで
審査会	令和7年8月20日予定
結果通知	令和7年8月下旬
契約締結	令和7年8月下旬

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての事項を満たすものでなければならない。

- (1) 勝浦町財務規則（昭和42年1月5日規則第1号）第97条の2第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 本町の指名停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てを行っていないこと。
- (5) 勝浦町暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 物品・役務の競争入札参加資格者名簿に登載されているものであって看板設置工事の施工資格を有する者との共同等による施工とする場合、全ての構成員が上記（2）～（5）の要件に該当すること。

## 5 質問の受付

質問がある場合は、質問書（様式5）に記入の上、下記の提出期限までに電子メールで企画交流課あてに送信すること。回答は、原則として電子メールで令和7年7月16日までに回答する。

提出期限：令和7年7月14日（月）午後5時まで（必着）

提出先：勝浦町企画交流課

E-mail：kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

## 6 参加申込及び参加資格確認について

(1) 申込期間 令和7年7月8日～7月18日午後5時まで（厳守）※ただし、土日祝日を除く。

(2) 申込方法 電子メール、持参または郵送（提出期限日までに必着）

(3) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 誓約書（様式2）

ウ 業務実施体制（様式3）

エ 会社概要（任意様式）

(4) 提出部数 1部

(5) 提出先 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地

勝浦町企画交流課

E-mail：kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

(6) 参加資格確認

上記6（3）で提出された書類を基に参加資格が確認されたものに対しては、7月22日までに電子メールにて参加資格審査結果通知を行う。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和7年8月1日（金）午後5時まで

(2) 提出方法 持参または郵送、宅急便（提出期限日までに必着）

(3) 提出書類（任意様式）

ア 企画提案書

（ア）原則、A4サイズで作成

（イ）看板の規格、構造、デザイン等について、イラストや写真、図表等を用いて分かりやすく提案してください。

イ 工程表

ウ 見積書及び見積明細書

エ 業務実績調書

過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、記載すること。

(4) 提出部数 5部

それぞれ原本1部、副本4部

副本4部には、会社名、ロゴマーク等、社名等が分かる表示は一切しないこと。

## 8 審査方法及び評価基準

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

(1) 選定は、別に設置する選定委員会が行う。選定委員会は非公開とし、評価内容に関する質問

や異議は受け付けない。

(2) 審査方法は、書類審査と提出された企画提案書によるプレゼンテーションを実施する。あらかじめ設定した評価基準に基づき、選定委員会の委員が提案内容を総合的に評価、採点し本事業の実施にあたり最適な提案をした事業者を候補者として選定する。ただし、審査の結果によっては、いずれの参加者も候補者に選定しないことがある。

(3) 提案者が1者であった場合は、その提案内容を選定委員会において評価した上で採否を決定する。

(4) 評価項目について

評価項目	評価事項	評価基準点
実施方針	業務内容、課題などを理解した提案となっているか。	10点
提案内容（観光振興への寄与）	観光スポットへの誘導は分かりやすいか。 多言語対応されているか。	30点
提案内容（看板設置）	安全性に対する配慮がなされているか。 劣化の低減に配慮した耐久性のある材料が提案されているか。	15点
業務遂行能力	無理のないスケジュール・作業フロー、円滑な推進体制となっているか。	15点
見積価格	提案内容に対する見積価格の妥当性	10点
過去の実績	同種又は類似の業務処理の経験	10点
独自提案	その他加点に値すると考えられる独自提案があるか。  (例)・維持管理コストの低減の工夫 ・設置コストの低減の工夫	10点

※ 各審査員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(5) 評価結果は、企画提案書等を提出した全てのものに文書（電子メール添付）で通知する。ただし、審査の経緯については非公表とし評価結果に対する異議申立ては受理しない。

## 9 現地見学

現地見学を希望する場合は、各自において実施すること。（現地説明会は行わない。）

### 10 提案の無効

次のいずれかに該当した場合は、その者の提出した企画提案書を無効とする。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領4に定める参加資格要件を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定め反した場合

### 11 候補者との契約締結協議

(1) 契約については、審査により選定された優先交渉権者と本町において協議を行ったうえで地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更等を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(3) 契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額（見積額）を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。なお、企画提案書に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定において、次点の候補者と協議を行う。

## 1.2 その他

(1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出された書類等は返却しない。

(3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本町から求める場合がある。

(4) 提出書類の著作権は事業者に帰属するものとし、無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書の複製、記録及び保存を行う。

(5) 辞退する場合は、事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 本企画提案において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本企画提案の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。